時事報報

英學と知らざる者い官吏たる可らず

明治十八年十二月我政府の大改革を施行するや官守を明ふし選叙を定め繁文を省き冗費を節し規律を嚴にするなど各省の事務を整理するの綱領凡そ五箇條を示さるより爾後今ふに至るまで一年有半ふの五箇條の綱領い豫約通りに行はれて政府も大ふ滿足せしや否、我輩の未だ詳知せざる所ありども聞く所に據れば右五箇條の中ふ就き選叙の事は當時政府の最も鋭意ふさる所ふして選叙の法未ざ定まらずして人各々知る所を舉ぐ而して成學の士は或い其進ひ所を失ふ是れ皆制度の未ざ備はらざるものにして勢の免れざる所ふり今官制一たび定まり官仕限ありに及んで選叙の法仍ほ設けざるときい情弊の至る所其失に堪へず而して行政部局其人を得るに由ふからんとす云々の達旨もあり當時我輩は政府が自かゝ其情弊を知るの明ふ服し爾後今日に至るまで領を延べて其選叙法の實施を待ち居る程の次第なれば政府に於ても早晩之を實施するい我輩の斷信して疑はざる所なり蓋し我政府に於ては當て選叙法の大要を擧げて仕進は試驗に由らしひる事、試驗ふ學術試驗と普通試驗を分つ事、學術普通試驗の外に專科試驗の法を設けて會計官吏い簿記法を試驗し外務官吏い外國語學を試驗し其他夫々技術を試驗する事等の箇條を示しさるともあれば其意試驗法を以て人を選叙するの趣向あるや疑と容れず夫れに就き我輩ゞ今より政府に希望する所い此選叙法中ふ凡そ仕進を望む者は必ず英學に通せざる可らず云々の箇條を加ふるの一事ふ在るなり抑も英學は萬國普通の學にして西洋の文と講じ理を推すに就て此學を知らざる可ふざるは勿論なれども我國にては迫て內外國人の內地雜居と許し商實共に營み政治法律共に語るの時節に會し然かも其時節には何國の人ふ交はるにも萬國普通の英語を用ゐざる可ふざるの事情もあれば今の政府に入りて事務を取扱ふ者は獨り外務官吏のみふ限らず何人にても英學の心得なくてい叶はぬとあり現ふ今日の實際に於ても政府の上位に立て心を役する部分の人は勿論、或い其下流ふ居りて體を役する人々ふても目にABCあきが爲めゝ毎度不都合を感ずるは人の能く知る所あり例へば彼の巡査の如き官卑くして給少なく其事務は心を役する部類よりも寧ろ體を役する部類に屬する者あれども標札名刺商店の看板等ふさへ英文を用ゆる今の世の中に在りて英學と知らざるの不便鮮少に非ず況して繁華ある都會の巡査あるとい往來の西洋人に物と問はれ或い一寸しさる內外人行逢ひの喧嘩を制するあゝの折々ふ毎度當惑する其苦痛い如何ばかりある可きや我輩の毎度氣の毒ふ存ずる所なり卑官少給の巡査にして其情實果して此の如くなりとすれば之より以上の官吏にして何い扱て置き英語の心得なきに於ては獨り當人の不便のみあらず事宜に因りては或い政府の體面に關係するとある可し左ればこそ我輩の極度の希望は當て英學の心得もなくして今の政府に立つものは所謂老朽務ふ堪へざる者の部類として之を一掃するの一事に在れども斯くては例の情實論に對して懸かあらざるの憂念もあるが故ふ從來の官吏丈けい先づ以て其位にして闕くも迫て政府にて選叙の法を設けて仕進の士と試驗するとども爲れば此選叙法中に雖も官吏たらんと欲するものは必ず先づ英學に通せざる可らず云々の箇條を加へ今まで政府に在るものへい進んで英學を修ひるの要を示し今より政府に入らんとするものは既に英學を修めたるものに限らゝひると我輩が我政府の爲めゝ希望する所あり政府は從來選叙の法なくして情弊の至る所其失に堪へずして一年有半の前日より迫て其選叙法を定めひると明言ふされば今頃は敏捷にも或い既ふ其規則節目等が定して我輩と同樂ありしやも知る可らざれども我輩は一方には政府ふ向ひ一方には仕進の志ある者に向て念の爲めゝ今より斯くい一言を呈し置くものなり

官報

○閣令第十號

地方衛生會規則ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ明治十二年(十二月)太政官第五十五號達地方衛生會規則明治十三年(四月)太政官達東京地方衛生會規則ヲ廢ス

明治二十年四月廿三日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

地方衛生會規則

第一條　地方衛生會ハ府縣知事ノ監督ニ屬シ警視總監府縣內公衆衛生獸畜衛生ニ關スル事項ヲ審議ス○第二條　地方衛生會ハ府縣內公衆衛生獸畜衛生ニ關スル事項ニ就キハ警視總監府縣知事ノ諮詢ニ應シテ其府縣內公衆衛生獸畜衛生ニ關スル事項ヲ得○第三條　地方衛生會議事規則ハ該會ニ於テ之ヲ議定シ府縣知事ノ認可ヲ請フヘシ○第四條　地方衛生會ニ職員ヲ設クルコト左ノ如シ　會長　府縣知事ヲ以テ之ニ充ツ　委員　府縣第二部長、警部長東京ハ警視廳第一局長、府縣廳所在地ノ郡長又ハ區長一人、府縣會常置委員三人、醫師三人乃至五人、獸醫一人、化學家一人、臨時委員　書記　府縣屬ヲ以テ之ニ充ツ　會長ハ本會議事規則ニ依リ議事ヲ整頓シ其議定セシモノヲ警視總監府縣知事ニ具申ス○第六條　會長事故アルトキハ開會當日上席人ヲ以テ其事務ヲ代理セシム○第七條　委員中東京府京都府大坂府ノ區長及醫師獸醫化學家臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス但獸醫及化學家ハ其人ヲ得サルトキハ缺員ト做ス○第八條　委員中官職ナキ者ニハ手當並ニ旅費ヲ給スルコトヲ得○第九條　書記ハ會長ノ指揮ヲ受ケ議事ヲ筆記シ及文書計算ニ從事ス

○海軍省令第八號

明治十九年(十月)省令第百十三號海軍士官學術撿査規則第一條ヲ左ノ通改正ス

明治二十年四月二十三日　海軍大臣伯爵大山巌

第一條　每年定期撿閱ノ時期ニ先チ奏任四等ノ大尉及同等官並少尉及同等官ニシテ實役停年最下期限ヲ超ヘタル者並ニ初テ大尉又ハ同等官ニ任シ奏任四等ニ叙セラレ實役停年最下期限ノ半數ヲ超ヘタル者ノ學術ヲ撿査シ以テ抜擢進級セシムヘキ者ヲ選擇ス

○風害及難破

北海道國後志國古平、積丹二郡に於ては去月二十八日午前十時頃より同三十日に至る迄風勢甚だ暴く就中二十九日午後より三十日午前に至るの間を故も猛烈なりとす此の際船司に於て漁船一艘破損、錨流網一箇所五箇所流失、積町に於て梅三箇所流失、神、群來の兩村及漂町に於て同一箇所流失、神、群來の兩村に於ては稼丹郡余別、神岸の兩村に於ては漁舎二棟、澤江村に於て樽五箇所、敢業村に於ては稼丹郡余別、神岸の兩村に於ては通行人各々一名激浪のため溺死せり其の他は未だ報道を得ず想ふに多少の被害あるべし○茨城縣多賀郡三木村海地繫七列郡平磯村沖合に於て漁業中俄然暴風激浪に遇ひ船體を轉覆せらるゝこと凡三回に及び止際乘組人の內四名は覆に沖網し殘る五名の內三名は漂流中飢寒に堪へずして船中に斃死し他の二名は僅に他船の救助を得て辛くして危難を免れたり○山形郡西田川郡金澤村平民佐藤利七外三名は去る十四日夜那珂郡平磯村沖合に於て漁業中俄然暴風激浪に遇ひ船體を轉覆し二名は上陸せしも他の二名は沈沒して死體今に發見せず

○萬國速記法大會議

種て聞のありたる萬國速記法大會議は本年九月二十六日より向一週間倫敦に於て開會せらるゝことに決し外國諸政府の派遣委員及諸米諸國速記法協會の委員等來集する筈なり今回會議に附すべき議題の要目を掲ぐれば即ち左の如し

一、速記法歷史及文章

二、實地應用法即ち(イ)法律及官用的速記法(ロ)國會議事速記法(ハ)議會及其他報告に關する速記法(ニ)商業的速記法(ホ)教育的速記法

三、速記法理論及組織

四、速記者の地位利益及資格

五、速記法用機械、印刷法、及淨書法等　(以上本年四月二十三日官報)

雜報

○南嶋の砂糖　大坂商船會社の朝日丸は去る十三日沖繩を出帆あし昨夜大坂ふ歸港あたるが同船は沖繩產の黑砂糖五十俵大嶋產砂糖二千俵を積ゑ來りたり沖繩は目下砂糖製造の最中あるが大嶋は最早製造濟となりたる由あり

○電信機械の注文　警視廳にては今度府下各警察署の電信の通信を增加する趣きにて同機械數十箇及び附屬品ども此程田中工場へ注文したるよし

○製紙實地研究　製紙會社幷ふ同分社にては近々一名づゝの社員を撰抜して歐洲に派遣し實地ゝ就て製紙業を研究せしひる由ゝ聞く

○捕鯨と暴風　去る十六日越前敦賀發の報に曰く數日以來五頭の大鯨北海より當灣內に入り込ゑ來りゑが其內三頭は間もなく逃げ去り殘り二頭は當港の西北に當る浦底浦と云ふ入江ふ這入も當地方にい未だ捕鯨器械もなく又其業に熟練なる漁夫もなければ俄に鍛冶屋に百ひ付けてモリと拵へしひるやら或は坂井港邊の捕鯨者に捕獲の義を照會するやら放れ是ゑ三四日を過す內に大なる方れ一頭は又も逃ゑ去り漸くにして後れ一頭と捕獲せり其大さと尾を除只て十一尋餘もあり捕獲の際小舟一艘轉覆し一人の死亡者も出たり素よりし當地邊海は鯨の通行は珍しゝゝされども捕獲せしことい甚だ稀なれば態々見物に出掛るものも多きゝ去る十一日は南風甚しく屋根瓦を吹き飛ばし一時は通行も止り新車道の人力車二三挺破損し數戶の潰家もありたれば必ら不雜破艘もありしならん云々

○牛込區產婆組合　牛込區の產婆一同い今度組合を設置して規則を編制し此程其筋の認可を得たりしかば事務所を同區內に設くる都合ゑて正副組長及び幹事を撰擧したりとして組長ふ福田セン子副組長に岡田多賀榮子幹事に松浦ヤエ子永尾カチ子田坂カヨ子ゞ當撰したりといふ

○高田新聞社員の宣告　同新聞社の社主兼編輯人眞保源吉、印刷人湯川龍吉ゑ兩氏の同社新聞第千九十八號寄書欄內枕流生の草稿に係る自由の爲め進むべき件ゑて本月十六日公判開廷宣告を受けたるが官吏侮辱ゑ公訴にて眞保源吉氏い再犯に由り重禁錮一年三箇月罰金六十圓湯川龍吉氏ふ重禁錮六箇月罰金三十圓の刑に處せられたるがそれ宣告全文ふ左の如しと四月二十日の高田新聞に記せり

裁判官渡書

新潟縣越後國中頸城郡高田町百六十八番地
平民高田新聞社々主兼編輯人
眞保源吉　四十二年四箇月

同縣同國同郡高田新土橋町四十六番地
平民高田新聞印刷人
湯川龍吉　滿二十五年

右兩名ニ對スル官吏侮辱被告事件ノ公訴遂審理處被告眞保源吉ハ高田新聞社々主兼編輯人被告湯川龍吉ハ同社印刷人携帶中明治二十年二月廿五日同新聞第千九十八號寄書欄內ニ自由ノ爲メ進ムベシト題シ伊藤內閣總理大臣外九大臣及ビ黑田內閣顧問ヲ指的シテ自由ニ違フ妖怪妖賊云々ノ旨趣ヲ述ベタル中頸城郡田井村武藤某寄稿ノ長歌ヲ被告兩名ニテ現ニ掲載刊行シ以テ右各大臣及ビ內閣顧問ノ職務ニ對シ侮辱シタルモノナリ

其理由ハ押収アル高田新聞第千九十八號中頸城郡田井村武藤某ヨリ高田新聞社ヘ宛タル原稿被告兩名ガ警部玉利清穆ノ訊問ニ對シ爲シタル陳述ニ依據シ被告等當支廳檢事廷傳審廷ニ於テ爲シタル陳述等ニ參照シ本案事實ヲ認ムルニ充分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ刑法第百四條ニ依リ被告兩名皆正犯ト爲シ同法第百四十條第二項ニ依リ同條第一項ノ刑期ヲ適用スヘキモノナリ然ルニ被告源吉ハ既ニ明治十七年十二月十三日當支廳ニ於テ官吏侮辱罪ニ依リ重禁錮一月罰金二十圓ノ刑ニ處セラレタルヲ以テ同法第九十二條第七十條ニ照シ本刑ニ一等ヲ加ヘ眞保源吉ヲ重禁錮一年六箇月ニ處シ湯川龍吉ヲ重禁錮一年三箇月ニ處ス

但差押ヘタル原稿ハ刑法第百四十四條ニ依リ沒收ス

百八條ニ依リ沒收ス

明治二十年四月廿三日　東京控訴院檢事長

○世界最廣の耕地　世界の耕地なきものい其數多けれども其中にて最も廣大なるものい其數ありて之を所有するものゝ數ふ至て少なく或は一會社の所有ふ屬するものもあり例へば米國ルイジアナ州にてその支配ふ屬する耕地より廣きものゝ數ふ二百萬エーカル(二六)しく去る一千萬エーカルの耕地を買受けたる人の分轄に屬するものゝ數ふ二百萬エーカルしく去る一千萬エーカルの耕地とあり下牛馬の數ふ當せる事を信ずるに足るべし

○倫敦の地價　倫敦の地價ふ當せる牛馬の數ふ比すれば甚だ少なせり偖之を見るゝ近頃地價ふ騰貴せしことい甚だ稀なれども其筋の調査ふ據れば去る十四日夜那珂郡平磯村沖合に於て漁業中俄然暴風激浪に遇ひ船體を轉覆せらるゝこと凡三回に及び止際乘組人の內四名は覆に沖網し殘る五名の內三名は漂流中飢寒に堪へずして船中に斃死し他の二名は僅に他船の救助を得て辛くして危難を免れたり○山形郡西田川郡金澤村平民佐藤利七外三名は去る十四日夜那珂郡平磯村沖合に於て漁業中俄然暴風激浪に遇ひ船體を轉覆し二名は上陸せしも他の二名は沈沒して死體今に發見せず

○萬國速記法大會議　種て聞のありたる萬國速記法大會議は本年九月二十六日より向一週間倫敦に於て開會せらるゝことに決し外國諸政府の派遣委員及諸米諸國速記法協會の委員等は同期日前に於て倫敦に來集する筈なり今回會議に附すべき議題の要目を掲ぐれば即ち左の如し

一、速記法歷史及文章

二、實地應用法即ち(イ)法律及官用的速記法(ロ)國會議事速記法(ハ)議會及其他報告に關する速記法(ニ)商業的速記法(ホ)教育的速記法

三、速記法理論及組織

四、速記者の地位利益及資格

五、速記法用機械、印刷法、及淨書法等　(以上本年四月二十三日官報)

小生儀旅行中之處帰京致候ニ付提前之通代言事務取扱候條此段廣告ス
四月十八日　東京神田區北神保町三番地　白石剛

家邸買入廣告
駿河臺、本鄕、九段坂、番町、麴町、永田町、芝、麻布及ハ三田邊ノ高燥ノ地所ヲ百坪乃至百坪前後ノ土地御賣却被成度御方ハ代金番地、坪數、建物等詳細地主

御料理廣告
當世手輕落成ニ付開店從前ニ一層大勉强仕候御入湯御勝手次第但ハ出前仕出し何方にも仕候、尾張町二丁目
松本樓

○●○●○●成立○●○●○●學舍○●○●○●
本舍今般女子部ヲ別ニ設ケ